神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例第12条 第1項の認定の取消しの処分基準について

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例(以下「条例」という。)第12条第1項の認定里地里山活動協定の認定の取消しは、認定里地里山活動協定に係る活動団体が条例第9条第2項に該当しなくなったと認めるときに行うこととも、又は当該協定が同条第4項に該当しなくなったと認めるときに行うこととし、その基準は次のとおりとする。

1 条例第9条第2項関係

(1) 第1号関係

認定里地里山活動協定に係る活動団体が、次のいずれにも該当しなくなったとき。

- ア 活動団体の構成員(構成員の種別等の定めがある場合は、団体の活動の主体となる構成員)又は議決権を有する構成員の過半が土地所有者等又は地域住民(認定里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域に居住する者。以下同じ。)により占められていること。
- イ 活動団体の活動や事業について企画し、又は計画を策定し、及びこれらを総括する権限を有する構成員の過半が土地所有者等又は地域住民により占められていること。

(2) 第2号関係

認定里地里山活動協定に係る活動団体が、神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例施行規則第1条各号において定める要件のいずれかに適合しなくなったとき。

2 条例第9条第4項関係

(1) 第2号関係

認定里地里山活動協定において、協定の当事者が受けることとなる農林 地等の利用に関する制限について、その対象となる行為や制限の内容等が、 協定に基づく保全等の活動が適正に行われるために必要な最小限度のもの ではなくなったとき。

(2) 第3号関係

認定里地里山活動協定において定められた保全等の活動の内容が、協定の対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域における、里地里山の多面的機能の発揮又は次世代への承継に資するものではなくなったとき。

(3) 第4号関係

認定里地里山活動協定に係る保全等の活動が、これに係る活動計画、活動団体の規模、組織体制、活動状況等を総合的に勘案して、協定の有効期間において継続的に実施可能なものではなくなったとき。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。